

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人Bが運営する児童養護施設C（以下「事業場」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日からDに配属となり、児童指導員として児童の生活支援業務に従事していた。

請求人によると、事業場に採用されて以降、長時間労働が常態化していたことに加え、上司からのいじめ・嫌がらせ、退職を強要されたこと等により体調不良になったという。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「急性一過性精神病性障害」と、同年〇月〇日にF病院に受診し「双極性感情障害」と、さらに、平成〇年〇月〇日にG病院に受診し「双極性障害、軽症或は中等症うつ病エピソード」とそれぞれ診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) H医師作成の意見書によると、請求人は、平成○年○月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものとされている。医証及び請求人の申述等からみて、当審査会としても当該意見を妥当なものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

(4) 請求人らは、宿直の実態は夜勤であったとして、夜勤1回当たり13時間30分の時間外労働時間を主張し、発病前3か月は、いずれの月においても100時間を超える時間外労働時間があった旨主張する。しかしながら、当該主張を裏付ける資料の存在は認められず、当該主張を採用することはできない。

したがって、請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、

「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

ア 請求人は、①平成〇年〇月キャッシュカードの取扱いに関し、管理台帳に請求人の名前を誤って記載された件でトラブルになった後、I主任から執拗で陰湿な嫌がらせを受けるようになったこと、及び、②平成〇年〇月〇日に階段でI主任の背中を押した件を暴力捏造事件に脚色された上、請求人がI主任に暴力を振るったという噂を流布されたことを強く主張していることから、以下、検討する。

まず、①について、I主任は、請求人に嫌がらせ等をしたことは全くない旨述べている。また、他の事業場関係者も、同僚Jが、「(I主任らが)請求人とわざとコミュニケーションを取らなかったり、無視したり、苛めたということは全くありません。」、同僚Kも、「両者間は普通に接していました。仕事を進める上で、特に問題は生じておりません。」と述べており、さらに、請求人の主張を裏付ける資料も見当たらない。したがって、請求人がI主任から、いじめ・嫌がらせを受けていたと認めることはできないものの、請求人がI主任を不快に思っていたとする申述をしていることを踏まえれば、請求人の①の主張に係る出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみるのが妥当である。そして、請求人がI主任を不快に思っていたとしても、2人の対立は、客観的にはその後の業務に影響を与えるほどのものとは認められないため、当審査会としても当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

次に、②について、請求人は、平成〇年〇月〇日に、I主任の背中をふざけて押したのは事実であるが、暴力事件として捏造された上、噂をまかれた旨主張する。しかしながら、上記のとおり、他方で請求人はI主任からいじめ・嫌がらせを受けていたとも強く主張しており、そのような状況下で、ふざけてI主任の背中を押したとの請求人の説明には疑問を持たざるを得ないところである。当審査会としても、請求人自身がI主任の背中を押したことについては自認しており、また、一件記録から、暴力事件に捏造されたりうわさを広められたとする事実も確認できないため、当該主張については出来事として評価することは相当ではないと判断する。

イ また、請求人の時間外労働時間数は、発病前1か月で93時間30分であり1か月当たりおおむね45時間以上認められ、かつ前月より20時間以上増加していることから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(ウ)に説示するように、当該出来事は認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(6) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」となり、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価を「強」と認めることはできない。

なお、上記結論に当たっては、一件記録の資料を再度精査したことを念のため付言する。

3 以上のおおりにあるため、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおおりに裁決する。